平成２８年（フ）第２８９号
川崎市幸区大宮町28番地８　市営住宅　506
債務者　末本久美子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９７号
川崎市川崎区貝塚１丁目12番16―309号　ワコーレ川崎
債務者　田村　福子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９９号
川崎市高津区北見方３丁目７番１号　オークリング　203
債務者　阪口　恵二
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
山梨県甲斐市西八幡4231番地16
債務者　小林音美子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
長野県埴科郡坂城町大字南条4630番地
債務者　竹之内勝利
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第４１号
三重県名張市美旗町藤が丘84番地
債務者　中出　和美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１０８号
兵庫県宝塚市仁川月見ガ丘７番11号
債務者　吉田　健吾
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―704号
債務者　田原　英夫（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
兵庫県姫路市白浜町甲337番地１
債務者　岡本　　牧
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３７号
兵庫県朝来市立脇500番地23
債務者　福吉加世子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
奈良市鶴舞東町１番16―302号、住民票上の住所大阪市生野区鶴橋１丁目２番１号　東伸ビル501
債務者　保川　直樹
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１０５号
奈良県大和高田市大字西坊城133番地１　２号棟501号
債務者　薮上　真也
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘１丁目８番地13　松井マンション104号室
債務者　大西　輝繁
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
奈良県北葛城郡河合町泉台３丁目18番21号　広瀬ハイツ202号
債務者　明田　仲二
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
奈良県橿原市菖蒲町３丁目15番15号、住民票上の住所奈良市藤ノ木台１丁目１番40号
債務者　杉島　竜人
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
奈良県北葛城郡上牧町服部台４丁目７番211号　ライフインサンヨー、前住所奈良県生駒郡斑鳩町小吉田２丁目12番27号
債務者　髙松　勝美
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
鳥取県鳥取市永楽温泉町505番地　第１ガーデンハイツ観光401号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市美萩野４丁目494番地20
債務者　橋本　実佳
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
鳥取地方裁判所民事部